

発議第5号

山神ダム上流域産業廃棄物処分場問題に関する意見書

筑紫野、太宰府、小郡の3市23万人の水道水源である県営山神ダムの上流域である平等寺地区に、昭和63年、安定型産業廃棄物処分場が設置されて以来、同ダム上流域では硫化水素ガスの発生や周辺水路の水質汚濁などの問題が見られるようになり、加えて平成11年には高濃度の硫化水素ガス中毒により作業員3名が死亡する痛ましい事故が起こった。

それを受けて福岡県は、事業主に対して、すべての業の許可を取り消す等の行政処分や運び込まれた受託廃棄物の搬出を行うよう指導を行っているが、改善命令等の履行は進んでおらず、近年行われた調査では依然として水質の異常や硫化水素ガスの発生が確認されるなど、周辺・関係住民は不安感を持ち続けている。

このような状況に対し、筑紫野市議会では平成11年より産業廃棄物問題対策特別委員会を設置、平成24年には山神ダム上流域産業廃棄物問題対策特別委員会と名称を変更し、この問題の抜本的解決に向けた調査研究に取り組んでおり、過去に幾度か国や県に対して要請行動をしてきた。

現在、処分場内には改善命令等がでている廃棄物の過積み分や受託廃棄物の搬出に関する問題があり、処分場内のストックヤードに保管されている受託廃棄物の一部には腐食が見られるなど流出の危険性もある。また、当該処分場内には、今なお130万 m^3 を超える廃棄物が存在している。

これらの問題は、山神ダム上流域に住む住民のみならず、山神ダムを原水とする給水を受けるすべての住民の生活環境保全上の支障が発生する恐れがあることから、真摯に取り組むべき課題として、県にはより一層の監督・指導を求めたい。

よって、県におかれては、周辺・関係住民の不安を払拭し、安全で安心して暮らせる環境の確立を目指す立場から、下記の事項について迅速かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 株産興・旧村川組産業廃棄物処分場に対してこれまで出された指導、警告、命令が履行されるよう厳格な措置を行うこと。
- 2 県は、産業廃棄物処分場周辺環境の将来にわたる安全宣言が行えるよう抜本的な対策を講じること。